

国自整第97号
制定 令和5年8月28日
一部改正 令和7年2月19日
最終改正 令和7年7月8日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
(公印省略)

「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」等の改正について

自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第46号）が令和4年5月25日に公布されたことに伴い、「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」（平成8年9月4日付け自整第157号）等の改正を行い、新たに「自動車整備士技能検定規則の細目（依命通達）」を別添のとおり定めたので、了知されたい。

また、「自動車整備士技能検定規則の細目（依命通達）」の制定に伴い、下記の通達については廃止することとする。

なお、関係団体には、別紙のとおり通知したので申し添える。

記

1. 自動車整備士技能検定規則の取扱いについて（依命通達）（昭和46年3月13日付け自整第63号）
2. 自動車整備士技能検定規則第6条第6項の表第5号の取扱いについて（依命通達）（平成15年11月7日付け国自整第108号）
3. 自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）（平成8年9月4日付け自整第157号）
4. 自動車整備士養成施設の指導について（昭和41年10月17日付け自整第142号）

自動車整備士技能検定規則の細目

1. 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号。以下「検定規則」という。）の取扱いについては次のとおりとする。
 1. 1. 検定規則第18条及び第19条に定める「機械、電気又は電子に関する学科」とは別紙1に掲げる学科をいう。なお、別紙1に掲げる学科以外において、当該学科が機械、電気又は電子に関する学科に該当するか否かは、卒業証書並びに履修科目表等により判断すること。
 1. 2. 検定規則第17条、第18条及び第19条に定める「実務の経験」の年数には、教育・講習又は職業訓練を受けている期間を含まない。ただし、職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条の認定職業訓練によって、自動車の整備に関する職業訓練を受けている期間は、「実務の経験」に含まれる。
 1. 3. 検定規則第18条第1項第1の2号イに定める「職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法第14条の専修職業訓練若しくは高等職業訓練校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者」とは、改正前の職業能力開発促進法に基づく当該職業訓練の全課程を修了した者をいう。
 1. 4. 検定規則第20条第2項及び第3項に定める受験資格を有することを証する書面及び試験の免除を受ける資格を証する書面とは、検定規則第21条の合格証書、自動車整備技能者手帳、卒業証書、修了証書、修了（卒業）証明書、修了（卒業）見込証明書、事業主の発行する証明書、その他をいう。
2. 検定規則第6条第6項の表第5号に規定する「国土交通大臣が定める基準」の取扱いについては次のとおりとする。ただし、自動車整備技能登録試験事務規程（昭和46年日整連認試第1号）に基づく、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下「日整連」という。）からの採点結果の報告を踏まえ、本試験の目的に照らし必要と認める場合には、当該成績の基準を変更する場合がある。

2. 1. 試験分野

検定規則に定める学科試験の科目及び実技試験の科目について、自動車整備技能登録試験（以下「登録試験」という。）にて出題される学科試験及び実技試験の試験分野は、それぞれ下表のとおりとする。

一級自動車整備士（総合）及び一級自動車整備士（二輪）

試験分野	
学科試験	実技試験
① エンジン又はモータ（以下「エンジン」）	① 基本工作

<p>等」という。)</p> <p>② シャシ</p> <p>③ 故障診断技術等</p> <p>④ 総合診断・環境保全・安全管理</p> <p>⑤ 法規</p>	<p>② 点検、分解、組立て、調整及び完成検査（これらの実施に必要な、一般的なコミュニケーション技術を含む）</p> <p>③ 修理（これらの実施に必要な、一般的なコミュニケーション技術を含む）</p> <p>④ 整備用試験機、計量器及び工具の取扱い</p>
--	---

二級自動車整備士（総合）

試験分野	
学科試験	実技試験
<p>① エンジン等</p> <p>② シャシ</p> <p>③ 電子制御装置</p> <p>④ 整備機器等</p> <p>⑤ 法規</p>	<p>① 基本工作</p> <p>② 点検、分解、組立て、調整及び完成検査</p> <p>③ 一般的な修理</p> <p>④ 整備用試験機、計量器及び工具の取扱い</p>

二級自動車整備士（二輪）

試験分野	
学科試験	実技試験
<p>① エンジン等</p> <p>② シャシ</p> <p>③ 整備機器等</p> <p>④ 法規</p>	<p>① 基本工作</p> <p>② 点検、分解、組立て、調整及び完成検査</p> <p>③ 一般的な修理</p> <p>④ 整備用試験機、計量器及び工具の取扱い</p>

三級自動車整備士（総合）及び三級自動車整備士（二輪）

試験分野	
学科試験	実技試験
<p>① エンジン等</p> <p>② シャシ</p> <p>③ 整備機器等</p> <p>④ 法規</p>	<p>① 簡単な基本工作</p> <p>② 分解、組立て、簡単な点検及び調整</p> <p>③ 簡単な修理</p> <p>④ 簡単な整備用試験機、計量器及び工具の取扱い</p>

自動車タイヤ整備士

試験分野	
学科試験	実技試験
① 構造・機能・特性及び材料 ② 取扱方法・整備及び故障探求 ③ 整備機器等 ④ 法規	① 基本工作 ② 点検、分解、組立て、調整及び完成検査 ③ 修理 ④ 整備用試験機、計量器及び工具の取扱い

自動車電気・電子制御装置整備士

試験分野	
学科試験	実技試験
① 電気理論等 ② 始動装置・充電装置及び点火装置 ③ 電子制御装置 ④ 灯火装置・保安装置及び冷暖房装置等 ⑤ 法規	① 基本工作 ② 点検、分解、組立て、調整及び完成検査 ③ 修理 ④ 整備用試験機、計量器及び工具の取扱い

自動車車体・電子制御装置整備士

試験分野	
学科試験	実技試験
① 車体及び車体の構造・材料 ② 板金及び溶接 ③ 電子制御装置 ④ 塗装・ぎ装及び整備用機器等 ⑤ 法規	① 基本工作 ② 点検、分解、組立て、調整及び完成検査 ③ 修理 ④ 整備用試験機、計量器及び工具の取扱い

2.2. 学科試験

2.2.1. 一級自動車整備士（総合）及び一級自動車整備士（二輪）試験は、50点満点中40点以上の成績であって、かつ、各試験問題中のエンジン等、シャシ、故障診断技術等、総合診断・環境保全・安全管理及び法規の各区分における配点に対して、それぞれ40%以上の成績とする。

2.2.2. 二級自動車整備士（総合）及び二級自動車整備士（二輪）試験は、40点満点中28点以上の成績であって、かつ、各試験問題中のエンジン等、シャシ、電子制御装置（二輪を除く）、整備機器等及び法規の各区分における配点に対して、それぞれ40%以上の成績とする。

2.2.3. 三級自動車整備士（総合）及び三級自動車整備士（二輪）試験は、30点満点中21点以上の成績とする。

2.2.4. 自動車タイヤ整備士、自動車電気・電子制御装置整備士及び自動車車体・電子制御装置整備士試験は、40点満点中28点以上の成績とする。

2.3. 実技試験

2.3.1. 一級自動車整備士（総合）及び一級自動車整備士（二輪）試験は、40点満点中32点以上の成績であって、かつ、各試験問題中の基本工作、点検、分解、組立て、調整及び完成検査、修理、整備用試験機、計量器及び工具の取扱いの各区分における配点に対して、それぞれ40%以上の成績とする。

2.3.2. 二級自動車整備士（総合）及び二級自動車整備士（二輪）試験は、30点満点中18点以上の成績であって、かつ、各試験問題中の基本工作、点検、分解、組立て、調整及び完成検査、一般的な修理、整備用試験機、計量器及び工具の取扱いの各区分における配点に対して、それぞれ40%以上の成績とする。

2.3.3. 三級自動車整備士（総合）及び三級自動車整備士（二輪）試験は、30点満点中18点以上の成績とする。

2.3.4. 自動車タイヤ整備士、自動車電気・電子制御装置整備士及び自動車車体・電子制御装置整備士試験は、30点満点中18点以上の成績とする。

3. 検定規則第6条の18に規定する自動車整備士養成施設の指定にあたっては、別紙2に定める基準により指定するものとする。

4. 自動車整備士養成施設の指導について

4.1. 指導方針について

立入調査により、指定及び届出に係る事項のうち次の各号に重点をおいて調査し、適切な指導を行うこと。

- (1) 規則又は学則の遵守事項
- (2) 教育を行う者の資格及び教育科目の担当状況
- (3) 教育科目、時間数、教育内容等の状況
- (4) 教室、実習場、実習用機械設備、実習用教材等の状況
- (5) 所定の課程の修了可否の判定状況
- (6) その他特に必要と認める事項

4.2. 立入指導の実施について

立入指導の実施計画、実施方法、執務及び報告等については、自動車運送事業等監査規則（昭和30年運輸省令第70号）に準拠して実施すること。

附 則（令和5年8月28日付、国自整第97号）

1. 本通達は、令和5年8月28日から施行する。
2. 別添及び別紙2に定める基準にあっては、施行日以降において改正前の自動車整備士技能検定規則に定める自動車整備士の種類の登録試験及び養成を行う場合は、従前の例によることができる。
3. 別紙2に定める基準の内、I-1-7、I-2-5、I-3-5、I-4-6、II-4-5及びII-5-5の規定については、当面の間、従前の規定によることができるものとする。ただし、一級自動車整備士を除き、電子制御装置整備に必要な知識及び技能については運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習又はこれと同等の学習を行うこと。

附 則（令和7年2月19日付、国自整第219号）

（施行期日）

1. 本改正は、通知の日から施行し、自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第46号。以下「改正省令」という。）による改正後の検定規則（以下「新検定規則」という。）の規定による自動車整備士の養成課程を開始する場合に適用する。

（経過措置）

2. 別紙2に定める基準のうちI-1-6（I-2、I-3若しくはIII-1で引用する場合を含む。）又はII-1-3（II-2若しくはII-3で引用する場合を含む。）の規定により保有しなければならない機械設備のうちオシロスコープにあっては、改正省令による改正前の検定規則を踏まえて制定した「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）（平成8年9月4日付け自整第157号）」（以下「旧検定規則等」という。）の規定に基づき、オシロスコープに代えてエンジンスコープを保有している場合、当該エンジンスコープの保有をもってオシロスコープを保有しているものとみなす。ただし、当該エンジンスコープを別のエンジンスコープに入れ替えてオシロスコープを保有しているものとみなすことはできない。
3. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合にあっては、当該エンジンスコープの保有をもってオシロスコープを保有しているものとみなすことはできない。
 - (1) 新検定規則の規定に基づき、上級の自動車整備士の養成課程を追加する場合
 - (2) 新検定規則の規定に基づき、上級の自動車整備士の養成課程に変更する場合
4. 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程において養成を受けようとする者の資格を次に掲げる者とする場合、別紙2に定める基準のうちI-4-1の規定にかかわらず、修業年限を1年以上とすることができます。
 - (1) 一種養成施設において、旧検定規則等の規定に基づく二級自動車整備士の養成課程を修了した者
 - (2) 一種養成施設において、旧検定規則等の規定に基づく三級自動車整備士の養成課程を修了した者
 - (3) 自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものにおいて、旧検定規則等の規定に基づく二級自動車整備士の養成課程を修了した者
 - (4) 自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定めるものにおいて、旧検定規則等の規定に基づく三級自動車整備士の養成課程を修了した者

5. 附則4. に規定する者を養成する一種養成施設の自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程においては、別紙2に定める基準のうちI-4-2の規定にかかわらず、養成を受けようとする者の資格を附則4.(1)又は(3)とする養成課程の科目は、学科の自動車整備関連の一部（「自動車整備士技能検定規則の細目」の取扱い及び業務取扱いについて（令和5年9月14日付、国自整第109号。以下「検定規則細目取扱い」という。）の別表1（その4）の「電子制御装置」に限る。）、車枠及び車体の構造、車枠及び車体の整備並びに実習の車枠及び車体の整備作業とし、教育時間数を学科232時間以上、実習673時間以上とすること。
6. 附則4. に規定する者を養成する一種養成施設の自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程においては、別紙2に定める基準のうちI-4-2の規定にかかわらず、養成を受けようとする者の資格を附則4.(2)又は(4)とする養成課程の科目は、学科の自動車整備関連の一部（検定規則細目取扱いの別表1（その4）の「電子制御装置」に限る。）、自動車検査、車枠及び車体の構造、車枠及び車体の整備並びに実習の自動車整備作業の一部（検定規則細目取扱いの別表1（その4）の「電子制御装置」に限る。）、自動車検査作業、車枠及び車体の整備作業とし、教育時間数を学科237時間以上、実習693時間以上とすること。
7. 附則4. に規定する者を養成する自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものの自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程においては、別紙2に定める基準のうちIII-2-1の規定にかかわらず、養成を受けようとする者の資格を附則4.(1)又は(3)とする養成課程の科目は、学科の自動車整備関連の一部（検定規則細目取扱い（その10）の「電子制御装置」に限る。）、車枠及び車体の構造、車枠及び車体の整備並びに実習の車枠及び車体の整備作業とし、教育時間数を学科162時間以上、実習293時間以上とすること。
8. 附則4. に規定する者を養成する自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものの自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程においては、別紙2に定める基準のうちIII-2-1の規定にかかわらず、養成を受けようとする者の資格を附則4.(2)又は(4)とする養成課程の科目は、学科の自動車整備関連の一部（検定規則細目取扱い（その10）の「電子制御装置」に限る。）、自動車検査、車枠及び車体の構造、車枠及び車体の整備並びに実習の自動車整備作業の一部（検定規則細目取扱い（その10）の「電子制御装置」に限る。）、自動車検査作業、車枠及び車体の整備作業とし、教育時間数を学科167時間以上、実習303時間以上とすること。
9. 本改正の施行後、当分の間、別紙2に定める基準のうちI-2-5(1)及び(2)（II-2又はIII-1-2(2)で引用する場合を含む。）、I-3-5(1)及び(2)（II-3で引用する場合を含む。）、I-4-6(1)及び(2)（II-6又はIII-2-2(2)で引用する場合を含む。）並びにII-5-5(1)及び(2)の規定中、次の表の左欄に掲げるものを、それぞれ、同表右欄に掲げるものに読み替えることができる。ただし、下表に基づき読み替えを行った者（一級小型自動車整備士資格保有者を除く。）が学科指導員又は実習指導員となるためには、運輸監理部長又は運輸支局長が行う電子制御装置整備に必要な知識及び技能に関する講習又はこれと同等の学習を行わなければならない。なお、改正前の附則（令和5年8月28日付、国自整第97号）3. は廃止する。

一級自動車整備士（総合）	一級小型自動車整備士
二級自動車整備士（総合）	二級ガソリン自動車整備士

	二級ジーゼル自動車整備士
二級自動車整備士（二輪）	二級二輪自動車整備士 二級自動車シャシ整備士
自動車電気・電子制御装置整備士	自動車電気装置整備士
自動車車体・電子制御装置整備士	自動車車体整備士

10. 附則9、ただし書きに規定する「運輸監理部長又は運輸支局長が行う電子制御装置整備に必要な知識及び技能に関する講習又はこれと同等の学習を行うこと」とは、運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」の修了又は当該講習で使用する教材と同等の教材を用いて自己学習を行い、当該自己学習の日時、内容等の記録を作成・保存することをいう。

11. 本改正の施行後、当分の間、別紙2に定める基準のうちI-3-1及びII-3-1の規定中、次の表の左欄に掲げるものを、それぞれ、同表右欄に掲げるものに読み替えることができる。

二級自動車整備士（総合）	二級ガソリン自動車整備士又は二級ジーゼル自動車整備士
二級自動車整備士（二輪）	二級二輪自動車整備士

附 則（令和7年7月8日付、国自整第77号）

（施行期日）

本改正規定は、令和7年7月8日から施行する。

別紙1 機械、電気又は電子に関する学科

機械に関する学科	電気・電子に関する学科
機械工学科	生産機械科
機械材料工学科	産業機械科
機械物理工学科	開発機械科
機械システム工学科	建設機械科
機械システム精密工学科	農業機械科
機械電気工学科	電子機械科
精密機械工学科	原動機械科
動力機械工学科	知能機械工学科
産業機械工学科	機械知能システム学科
光電機械工学科	機械制御工学科
電子機械工学科	機械制御システム工学科
化学機械工学科	基礎機械工学科
応用機械工学科	航空工学科
生産機械工学科	航空原動機科
交通機械工学科	航空宇宙工学科
交通機械学科	造船科
機械科	船舶工学科
機械工作科	金属工学科
機械製図科	材料工学科
機械車両科	先端材料工学科
機械システム科	機関科
精密機械科	生産工業科

別紙2 自動車整備士養成施設の指定等の基準

I 一種養成施設の指定基準

一種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。

なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。

I-1 三級自動車整備士の養成課程

I-1-1 修業年限及び養成を受けようとする者の資格

(1) 修業年限は、1年以上であること。

(2) 養成を受けようとする者の資格は、学校教育法（昭和22年法律第26号）による中学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者又はこれと同等以上の者であること。

I-1-2 教育計画

教育計画は、次の表に掲げる科目の学科及び実習を含み、自動車の基礎的な知識及び技能について適切な内容を有することであること。

教育時間数は、学科270時間以上、実習560時間以上であること。

学 科	実 習
ア 自動車工学	ア 自動車整備作業
イ 自動車整備関連	
ウ 自動車の整備に関する法規	

I-1-3 教科書

教科書は、自動車の基礎的な知識及び技能の教育に適切なものであること。

I-1-4 教材

教材は、自動車の基礎的な知識及び技能の教育に必要なもので、養成しようとする自動車整備士の種類に対応した次のものが十分確保されていること。

(1) 教材用の車両は、同時に教育を受ける者20人につき1両以上を備えること。ただし、自動車整備士の種類を総合に限定した養成施設にあっては、四輪車を必須とし、二輪車の部分を教育する際には二輪車に替えて二輪車特有の構造を示す教材でもよいものとする。

(2) 教材用のエンジン等は、同時に教育を受ける者20人につき1基以上備えること。また、全体の内エンジンは1基以上含まれていること。ただし、自動車整備士の種類を総合に限定した養成施設にあっては、四輪車のエンジンが備えられていればよいものとする。

なお、教材用の車両に搭載されているエンジン等を教材用のエンジン等の数に含めて差し支えない。

(3) 教材用のエンジン等関係主要部品、シャシ関係主要部品及び電気装置関係主要部品等は、同時に教育を受ける者に必要な数を備えること。

I-1-5 教室及び実習場

教室及び実習場の設備等は次のとおりとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

- (1) 教室及び実習場は、教育を実施するのに適切な設備を有し、かつ、環境が整備されていること。
- (2) 1教室の定員は、原則として50人以下とし、教育を受ける者1人について、1.2平方メートル以上の広さを有していること。
- (3) 実習場は、同時に教育を受ける者1人について、6平方メートル以上の広さを有する屋内実習場であること。

I－1－6 実習用機械設備

同時に教育を受ける者の人数に応じて適切な数の別表1に掲げる機械設備を保有すること。

なお、自動車整備士の種類を二輪に限定した養成課程にあっては、別表2に掲げる機械設備を保有すること。

I－1－7 教育を行う者の資格

(1) 学科指導員

学科指導員は、担当する科目について専門的な知識及び技能を有する者として、次の各号のいずれかに該当すること。

- ① 一級自動車整備士の資格を有する者
- ② 二級自動車整備士の資格を有する者
- ③ 三級自動車整備士の資格を有する者であって自動車整備士を育成することを目的とした教育機関等において自動車の点検整備等に関する指導員として1年以上の実務経験を有する者
- ④ 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校（以下「高等学校」という。）において機械、電気又は電子に関する学科を卒業した者
- ⑤ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員免許を有する者（旧職業訓練法（昭和33年法律第133号）による自動車整備工を免許職種とする職業訓練指導員免許を有する者を含む。）
- ⑥ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による工業又は工業実習の免許状を有する者
- ⑦ 前各号と同等以上の知識及び技能（一級又は二級課程の学科指導員の資格を有する者（I－3－5(3)に規定した専門的な知識及び技能を有し、かつ、当該科目に関する教育、研究又は実務の経験を有する者を除く。）を含む。）を有すると認められる者

(2) 実習指導員

実習指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であること。

- ① 一級自動車整備士の資格を有する者
- ② 二級自動車整備士の資格を有する者
- ③ 三級自動車整備士の資格を有する者であって、次のいずれかに該当するもの。
 - (ア) 自動車の点検整備等に関し1年6月以上の実務経験を有する者
 - (イ) 三級自動車整備士の養成課程の実習指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
 - (ウ) 自動車整備士を育成することを目的とした教育機関等において自動車の点検整備等に関する指導員として1年以上の実務経験を有する者

- ④ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。以下「大学等」という。）又は高等学校において機械、電気又は電子に関する学科を卒業した後、三級課程の実習指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
- ⑤ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による工業又は工業実習の免許状を有する者であって、実習指導を行うに十分な教育を受けた者
- ⑥ 前各号と同等以上の知識及び技能（一級又は二級課程の実習指導員の資格を有する者（I-3-5(3)に規定した専門的な知識及び技能を有し、かつ、当該科目に関する教育、研究又は実務の経験を有する者を除く。）を含む。）を有すると認められる者

I-1-8 教育を行う者の数

教育を行う者の数は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(1) 学科指導員

当該養成施設に常勤している学科指導員の数は、同時に教育を受ける者の数を50で除して得た数（その数に1未満の端数があるときはこれを1とする。以下同じ。）以上であること。

(2) 実習指導員

当該養成施設に常勤している実習指導員の数は、同時に教育を受ける者の数を25で除して得た数以上であること。

I-1-9 オンラインによる教育の実施

教育計画に掲げるうち実習及び実務実習に関する科目以外の教育は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインにより教育を実施する場合にあっては「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上の留意事項について」（令和7年7月8日付、国自整第70号）に定める事項について留意すること。

I-2 二級自動車整備士の養成課程

二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6、I-1-8及びI-1-9の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

I-2-1 修業年限及び養成を受けようとする者の資格

(1) 修業年限は、2年以上であること。

(2) 養成を受けようとする者の資格は、学校教育法による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の者であること。

I-2-2 教育計画

教育計画は、次の表に掲げる科目の学科及び実習を含み、自動車の一般的な知識及び技能について適切な内容を有するものであること。

二級自動車整備士（総合）の教育時間数は、学科572時間以上（二級自動車整備士（二輪）の養成課程に関しては570時間以上）、実習1143時間以上（二級自動車整備士（二輪）の養成課程に関しては1140時間以上）であること。

学 科	実 習
--------	--------

ア 自動車工学	ア 自動車整備作業
イ 自動車整備関連	イ 自動車検査作業
ウ 自動車検査	
エ 自動車の整備に関する法規	

I－2－3 教科書

教科書は、自動車の一般的な知識及び技能の教育に適切なものであること。

I－2－4 教材

教材は、自動車の一般的な知識及び技能の教育に必要なもので、養成しようとする自動車整備士の種類に対応した次のものが十分確保されていること。

- (1) 教材用の車両は、同時に教育を受ける者10人につき1両以上を備えること。ただし、自動車整備士の種類を総合に限定した養成施設にあっては、四輪車を必須とし、二輪車の部分を教育する際には二輪車に替えて二輪車特有の構造を示す教材でもよいものとする。
- (2) 教材用のエンジン等は、同時に教育を受ける者10人につき1基以上備えること。また、全体の内エンジンは1基以上含まれていること。ただし、自動車整備士の種類を総合に限定した養成施設にあっては、四輪車のエンジンが備えられていればよいものとする。

なお、教材用の車両に搭載されているエンジン等を教材用のエンジン等の数に含めて差し支えない。

- (3) 教材用のエンジン等関係主要部品、シャシ関係主要部品及び電気装置関係主要部品等は、同時に教育を受ける者に必要な数を備えること。

I－2－5 教育を行う者の資格

(1) 学科指導員

学科指導員は、担当する科目について専門的な知識及び技能を有する者として、次の各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次の各号に掲げるうち、②又は④に該当する者が二級自動車整備士（総合）の養成課程の学科指導員となる場合は、運輸監理部長又は運輸支局長が行う電子制御装置整備に必要な知識及び技能に関する講習又はこれと同等以上の学習を行った者であること。

- ① 一級自動車整備士（総合）の資格を有する者
- ② 一級自動車整備士（二輪）の資格を有する者
- ③ 二級自動車整備士（総合）の資格を有する者であって、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 自動車の点検整備等に関し2年以上の実務経験を有する者であって、三級自動車整備士の養成課程の学科指導員又は二級自動車整備士の養成課程の学科指導員の補助として1年以上の実務経験を有する者
 - (イ) 三級自動車整備士の養成課程の学科指導員又は二級課程の学科指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
 - (ウ) 自動車整備士を育成することを目的とした教育機関等において自動車の点検整備等に関する指導員として1年以上の実務経験を有する者
- ④ 二級自動車整備士（二輪）の資格を有する者であって、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 自動車の点検整備等に関し2年以上の実務経験を有する者であって、三級自動車整備

士の養成課程の学科指導員又は二級自動車整備士の養成課程の学科指導員の補助として
1年以上の実務経験を有する者

- (イ) 三級自動車整備士の養成課程の学科指導員又は二級自動車整備士の養成課程の学科指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
 - (ウ) 自動車整備士を育成することを目的とした教育機関等において自動車の点検整備等に関する指導員として1年以上の実務経験を有する者
 - ⑤ 大学等において機械、電気又は電子に関する学科を卒業した者
 - ⑥ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による工業又は工業実習の免許状を有する者
 - ⑦ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第74条第1項に規定する自動車検査官の経験を有する者
 - ⑧ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員免許を有する者（旧職業訓練法（昭和33年法律第133号）による自動車整備工を免許職種とする職業訓練指導員免許を有する者を含む。）
 - ⑨ 前各号と同等以上の知識及び技能（一級課程の学科指導員の資格を有する者（I-3-5(3)に規定した専門的な知識及び技能を有し、かつ、当該科目に関する教育、研究又は実務の経験を有する者を除く。）を含む。）を有すると認められる者
- (2) 実習指導員
- 実習指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次の各号のうち、②、⑤及び⑥に該当する者が二級自動車整備士（総合）の養成課程の実習指導員となる場合は、運輸監理部長又は運輸支局長が行う電子制御装置整備に必要な知識及び技能に関する講習又はこれと同等以上の学習を行った者であること。
- ① 一級自動車整備士（総合）の資格を有する者
 - ② 一級自動車整備士（二輪）の資格を有する者
 - ③ 二級自動車整備士（総合）の資格を有する者であって、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 自動車の点検整備等に関し1年6月以上の実務経験を有する者
 - (イ) 三級自動車整備士の養成課程の実習指導員又は二級自動車整備士の養成課程の実習指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
 - (ウ) 自動車整備士を育成することを目的とした教育機関等において自動車の点検整備等に関する指導員として1年以上の実務経験を有する者
 - ④ 二級自動車整備士（総合）の資格を取得する前後に、自動車の点検整備等に関し2年以上の実務経験を有する者であって、三級自動車整備士の養成課程の実習指導員又は二級自動車整備士の養成課程の実習指導員の補助として1年以上の実務経験を有する者
 - ⑤ 二級自動車整備士（二輪）の資格を有する者であって、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 自動車の点検整備等に関し1年6月以上の実務経験を有する者
 - (イ) 三級自動車整備士の養成課程の実習指導員又は二級自動車整備士の養成課程の実習指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
 - (ウ) 自動車整備士を育成することを目的とした教育機関等において自動車の点検整備等に関する指導員として1年以上の実務経験を有する者
 - ⑥ 二級自動車整備士（二輪）の資格を取得する前後に、自動車の点検整備等に関し2年以

上の実務経験を有する者であって、三級自動車整備士の養成課程の実習指導員又は二級自動車整備士の養成課程の実習指導員の補助として1年以上の実務経験を有する者

- ⑦ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員免許を有する者（旧職業訓練法（昭和33年法律第133号）による自動車整備工を免許職種とする職業訓練指導員免許を有する者を含む。）
- ⑧ 前各号と同等以上の知識及び技能（一級課程の実習指導員の資格を有する者（I-3-5(3)に規定した専門的な知識及び技能を有し、かつ、当該科目に関する教育、研究又は実務の経験を有する者を除く。）を含む。）を有すると認められる者

I-3 一級自動車整備士の養成課程

一級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6、I-1-8及びI-1-9の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

I-3-1 修業年限及び養成を受けようとする者の資格

- (1) 修業年限は、2年以上であること。
- (2) 養成を受けようとする者の資格は、養成を受けようとする課程ごとに、次の各号に該当する者であること。
- ① 一級自動車整備士（総合）の養成課程
二級自動車整備士（総合）
- ② 一級自動車整備士（二輪）の養成課程
二級自動車整備士（総合）又は二級自動車整備士（二輪）

I-3-2 教育計画

教育計画は、自動車の専門的な知識及び技能について適切な内容を有するものであって、次の表に掲げる科目の学科、実習及び実務実習（実務実習を受講するにあたり十分な知識及び技能を習得した者を対象に行うものであって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第78条に規定する自動車特定整備事業の認証を受けた事業場（次の表に掲げる実習を行うために当該認証を受けた事業場を除く。）において行う実習（以下「体験実習」という。）及びその実習の効果を評価するために行う実習（以下「評価実習」という。）をいう。以下同じ。）を含むものであること。

学 科	実 習	実 务 実 習 (体験実習及び評価実習)
ア 自動車工学	ア 自動車整備作業	自動車整備作業
イ 自動車整備関連	イ 自動車検査作業	
ウ 自動車検査	ウ サービス・マネジメント	
エ 自動車の整備に関する法規		
オ 自動車概論		
カ サービス・マネジメント		

教育時間数は、次の表のとおりとする。

学 科	オ及びカを除き、280時間以上	
実 習	ウを除き、465時間以上	
実務実習	体験実習	140時間以上
	評価実習	550時間以上
合 計	教育時間数の合計は、1,600時間以上	

I - 3 - 3 教科書

教科書は、自動車の専門的な知識及び技能の教育に適切なものであること。

I - 3 - 4 教材

教材は、自動車の専門的な知識及び技能の教育に適切なもので、養成しようとする自動車整備士の種類に対応した次のものが十分確保されていること。

- (1) 教材用の車両は、同時に教育を受ける者10人につき1両以上を備えること。ただし、自動車整備士の種類を総合に限定した養成施設にあっては、四輪車を必須とし、二輪車の部分を教育する際には二輪車に替えて二輪車特有の構造を示す教材でもよいものとする。
- (2) 教材用のエンジン等は、同時に教育を受ける者10人につき1基以上備えること。また、全体の内エンジンは1基以上含まれていること。ただし、自動車整備士の種類を総合に限定した養成施設にあっては、四輪車のエンジンが備えられていればよいものとする。
- (3) 教材用の故障原因探求関係主要部品、エンジン等関係主要部品、シャシ関係主要部品及び電気装置関係主要部品等は、同時に教育を受ける者に必要な数を備えること。

I - 3 - 5 教育を行う者の資格

(1) 学科指導員

学科指導員は、担当する科目について専門的な知識及び技能を有する者として、次の各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次の各号のうち、②に該当する者が一級自動車整備士（総合）の養成課程の学科指導員となる場合は、運輸監理部長又は運輸支局長が行う電子制御装置整備に必要な知識及び技能に関する講習又はこれと同等以上の学習を行った者であること。

なお、次の各号のうち、④に該当する者は、一級自動車整備士（総合）の養成課程の学科指導員になることはできない。

- ① 一級自動車整備士（総合）の資格を有する者であって、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 自動車の点検整備等に関し2年以上の実務経験を有する者であって、二級自動車整備士の養成課程の学科指導員又は一級自動車整備士の養成課程の学科指導員の補助として1年以上の実務経験を有する者
 - (イ) 二級自動車整備士の養成課程の学科指導員又は一級自動車整備士の養成課程の学科指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
 - (ウ) 自動車整備士を育成することを目的とした教育機関等において点検整備等に関する指導員として1年以上の実務経験を有する者
- ② 一級自動車整備士（二輪）の資格を有する者であって、次のいずれかに該当する者

- (7) 自動車の点検整備等に関し 2 年以上の実務経験を有する者であつて、二級自動車整備士の養成課程の学科指導員又は一級自動車整備士の養成課程の学科指導員の補助として 1 年以上の実務経験を有する者
- (8) 二級自動車整備士の養成課程の学科指導員又は一級自動車整備士の養成課程の学科指導員の補助として 2 年以上の実務経験を有する者
- (9) 自動車整備士を育成することを目的とした教育機関等において点検整備等に関する指導員として 1 年以上の実務経験を有する者
- (3) 二級自動車整備士（総合）の資格を有する者であつて、次のいずれかに該当する者
- (ア) 自動車の点検整備等に関し 2 年以上の実務経験を有し、かつ、二級自動車整備士の養成課程の学科指導員として 1 年以上の実務経験を有するものであつて、日整連の行う指導員に関する講習を修了した者
- (イ) 二級自動車整備士の養成課程の学科指導員として 2 年以上の実務経験を有する者であつて、日整連の行う指導員に関する講習を修了した者
- (4) 二級自動車整備士（二輪）の資格を有する者であつて、次のいずれかに該当する者
- (ア) 自動車の点検整備等に関し 2 年以上の実務経験を有し、かつ、二級自動車整備士の養成課程の学科指導員として 1 年以上の実務経験を有するものであつて、日整連の行う指導員に関する講習を修了した者
- (イ) 二級自動車整備士の養成課程の学科指導員として 2 年以上の実務経験を有する者であつて、日整連の行う指導員に関する講習を修了した者
- (5) 大学等において、機械、電気又は電子に関する博士の学位を授与された者
- (6) 機械、電気又は電子に関する科目についての大学等の教授又は准教授の資格を有する者
- (7) 「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和 2 年 4 月 1 日国自整第 353 号）別添 4 整備主任者研修実施要領第 2 技術研修(7)の講師（以下「整備主任者技術研修講師」という。）として 1 年以上の実務経験を有する者で、日整連の行う指導員に関する講習を修了した者
- (8) 前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- (2) 実習指導員
- 実習指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次の各号のうち、②に該当する者が一級自動車整備士（総合）の養成課程の実習指導員となる場合は、運輸監理部長又は運輸支局長が行う電子制御装置整備に必要な知識及び技能に関する講習又はこれと同等以上の学習を行った者であること。
- なお、次の各号のうち、④に該当する者は、一級自動車整備士（総合）の養成課程の実習指導員になることはできない。
- (1) 一級自動車整備士（総合）の資格を有する者であつて、次のいずれかに該当する者
- (ア) 自動車の点検整備等に関し 2 年以上の実務経験を有し、かつ、二級自動車整備士の養成課程の実習指導員又は一級自動車整備士の養成課程の実習指導員の補助として 1 年以上の実務経験を有する者
- (イ) 二級自動車整備士の養成課程の実習指導員又は一級自動車整備士の養成課程の実習指導員の補助として 2 年以上の実務経験を有する者

- (ウ) 自動車整備士を育成することを目的とした教育機関等において自動車の点検整備等に関する指導員として1年以上の実務経験を有する者
- ② 一級自動車整備士（二輪）の資格を有する者であつて、次のいずれかに該当する者
- (ア) 自動車の点検整備等に関し2年以上の実務経験を有し、かつ、二級自動車整備士の養成課程の実習指導員又は一級自動車整備士の養成課程の実習指導員の補助として1年以上の実務経験を有する者
- (イ) 二級自動車整備士の養成課程の実習指導員又は一級自動車整備士の養成課程の実習指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
- (ウ) 自動車整備士を育成することを目的とした教育機関等において自動車の点検整備等に関する指導員として1年以上の実務経験を有する者
- ③ 二級自動車整備士（総合）の資格を有する者であつて次のいずれかに該当する者
- (ア) 自動車の点検整備等に関し2年以上の実務経験有し、かつ、二級自動車整備士の養成課程の実習指導員として1年以上の実務経験を有する者であつて、日整連が行う指導員に関する講習を修了した者
- (イ) 二級自動車整備士の養成課程の実習指導員として2年以上の実務経験を有する者であつて、日整連が行う指導員に関する講習を修了した者
- ④ 二級自動車整備士（二輪）の資格を有する者であつて次のいずれかに該当する者
- (ア) 自動車の点検整備等に関し2年以上の実務経験を有し、かつ、二級自動車整備士の養成課程の実習指導員として1年以上の実務経験を有する者であつて、日整連が行う指導員に関する講習を修了した者
- (イ) 二級自動車整備士の養成課程の実習指導員として2年以上の実務経験を有する者であつて、日整連が行う指導員に関する講習が修了した者
- ⑤ 整備主任者技術研修講師として1年以上の実務経験を有する者で、日整連の行う指導員に関する講習を修了した者
- ⑥ 前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- (3) I-3-2の表に掲げる科目的「自動車概論」及び「サービス・マネジメント」を担当する者にあっては、(1)及び(2)に掲げる者のほか、当該科目について専門的な知識及び技能を有し、かつ、当該科目に関する教育、研究又は実務の経験を有する者とする。

I-4 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程

自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-8及びI-1-9の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

I-4-1 修業年限及び養成を受けようとする者の資格

修業年限は2年以上、養成を受けようとする者の資格は、学校教育法による中学校を卒業した者又はこれと同等以上の者であること。

ただし、養成を受けようとする者の資格を、次に掲げる者とする養成課程にあっては、修業年限を1年以上とすることができます。

- (1) 一種養成施設において二級自動車整備士（総合）の養成課程を修了した者
- (2) 一種養成施設において三級自動車整備士（総合）の養成課程を修了した者

- (3) 自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものにおいて二級自動車整備士（総合）の養成課程を修了した者
- (4) 自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定めるものにおいて三級自動車整備士（総合）の養成課程を修了した者

I－4－2 教育計画

教育計画は、次の表に掲げる科目の学科及び実習を含み、車枠及び車体、電子制御装置の一般的な知識及び技能並びに自動車の基礎整備技術について適切な内容を有するものであること。

教育時間数は、学科392時間以上、実習883時間以上であること。

学 科	実 習
ア 自動車工学	ア 自動車整備作業
イ 自動車整備関連	イ 車枠及び車体の整備作業
ウ 車枠及び車体の構造	ウ 自動車検査作業
エ 車枠及び車体の整備	
オ 自動車検査	
カ 自動車の整備に関する法規	

ただし、I－4－1の規定のただし書きによる養成課程においては、教育計画は次によることができる。

- (1) 養成を受けようとする者の資格をI－4－1の(1)又は(3)とする養成課程の科目は、学科の車枠及び車体の構造、車枠及び車体の整備並びに実習の車枠及び車体の整備作業とし、教育時間数を学科230時間以上、実習670時間以上とすること。
- (2) 養成を受けようとする者の資格をI－4－1の(2)又は(4)とする養成課程の科目は、学科の車枠及び車体の構造、車枠及び車体の整備、自動車検査並びに実習の車枠及び車体の整備作業、自動車検査作業とし、教育時間数を学科237時間以上、実習693時間以上とすること。

I－4－3 教科書

教科書は、車枠及び車体・電子制御装置の一般的な知識及び技能並びに自動車の基礎整備技術の教育に適切なものであること。

I－4－4 教材

教材は、車枠及び車体・電子制御装置の一般的な知識及び技能並びに自動車の基礎整備技術の教育に必要な次のものが十分確保されていること。

- (1) 教材用の車両は、同時に教育を受ける者10人につき1両以上を備えること。
- (2) 教材用の車枠及び車体・電子制御装置関係主要部品は、同時に教育を受ける者に必要な数を備えること。

I－4－5 実習用機械設備

同時に教育を受ける者の人数に応じて適切な数の別表3に掲げる機械設備を保有すること。

I－4－6 教育を行う者の資格

- (1) 学科指導員

学科指導員は、次の各号のいずれかに該当し、担当する科目について専門的な知識及び技能を有する者であること。

- ① 二級自動車整備士（総合）の養成課程の学科指導員の要件を満たす者
- ② 自動車車体・電子制御装置整備士の資格を有する者であって、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 自動車の車体整備等に関し1年6月以上の実務経験を有する者であって、日本自動車車体整備協同組合連合会が行う指導員に関する講習を修了した者
 - (イ) 自動車の車体整備等に関し2年以上の実務経験を有し、かつ、自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程の学科指導員の補助として1年以上の実務経験を有する者
 - (ウ) 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程の学科指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
 - (エ) 自動車整備士を育成することを目的とした教育機関等において自動車の車体整備等に関する指導員として1年以上の実務経験を有する者
- ③ 前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(2) 実習指導員

実習指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次の各号のうち、③に該当する者が実習指導員となる場合は、運輸監理部長又は運輸支局長が行う電子制御装置整備に必要な知識及び技能に関する講習又はこれと同等以上の学習を行った者であること。

- ① 二級自動車整備士（総合）の養成課程の実習指導員となることができる要件を満たす者
- ② 二級自動車整備士（総合）の資格を取得してから自動車の車体整備等に関し1年6月以上の実務経験を有する者
- ③ 二級自動車整備士（二輪）の資格を取得してから自動車の車体整備等に関し1年6月以上の実務経験を有する者
- ④ 自動車車体・電子制御装置整備士の資格を有する者であって、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 自動車の車体整備等に関し1年6月以上の実務経験を有する者
 - (イ) 自動車整備士を育成することを目的とした教育機関等において自動車の車体整備等に関する指導員として1年以上の実務経験を有する者
- ⑤ 前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

II 二種養成施設の指定基準

二種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。

II-1 三級自動車整備士の養成課程

三級自動車整備士の養成課程は、I-1-3からI-1-5まで、I-1-7及びI-1-9の規定によるほか、次に規定するところによること。

II-1-1 修業年限

修業年限は、6か月以内であること。

II-1-2 教育計画

教育計画は、I-1-2に掲げる科目の学科及び実習を含み、自動車の基礎的な知識及び技能について適切な内容を有するものであること。

三級自動車整備士（総合）の教育時間数は、学科60時間以上（三級自動車整備士（二輪）の養成課程に関しては40時間以上）、実習30時間以上（三級自動車整備士（二輪）の養成課程に関しては20時間以上）であること。

II-1-3 実習用機械設備

同時に教育を受ける者の人数に応じて適切な数の別表4に掲げる機械設備を保有すること。

なお、自動車整備士の種類を二輪に限定した養成課程にあっては、別表5に掲げる機械設備を保有すること。

II-1-4 教育を行う者の数

教育を行う者の数は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(1) 学科指導員

学科指導員の数は、同時に教育を受ける者の数を50で除して得た数以上であること。

(2) 実習指導員

実習指導員の数は、同時に教育を受ける者の数を25で除して得た数以上であること。

II-2 二級自動車整備士の養成課程

二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-9、I-2-3からI-2-5まで、II-1-3及びII-1-4の規定によるほか、次に規定するところによること。

II-2-1 修業年限

修業年限は、6か月以内であること。

II-2-2 教育計画

教育計画は、I-2-2に掲げる科目の学科及び実習を含み、自動車の一般的な知識及び技能について適切な内容を有するものであること。

二級自動車整備士（総合）の教育時間数は、学科60時間以上（二級自動車整備士（二輪）の養成課程に関しては40時間以上）、実習30時間以上（二級自動車整備士（二輪）の養成課程に関しては20時間以上）であること。

II-3 一級自動車整備士の養成課程

一級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-9、I-3-3、I-3-4、I-3-5（(3)を除く。）、II-1-3及びII-1-4の規定によるほか、次に規定するところによること。

II-3-1 修業年限及び養成を受けようとする者の資格

(1) 修業年限は、1年以内であること。

(2) 養成を受けようとする者の資格は、養成を受けようとする課程ごとに、次の各号に該当する者であること。

① 一級自動車整備士（総合）の養成課程

二級自動車整備士（総合）

② 一級自動車整備士（二輪）の養成課程

二級自動車整備士（総合）又は二級自動車整備士（二輪）

II-3-2 教育計画

教育計画は、次の表に掲げる科目の学科及び実習を含み、自動車の専門的な知識及び技能について適切な内容を有するものであること。

学 科	実 習
ア 自動車工学	ア 自動車整備作業
イ 自動車整備関連	イ 自動車検査作業
ウ 自動車検査	
エ 自動車の整備に関する法規	

一級自動車整備士（総合）の教育時間数は、学科90時間以上（一級自動車整備士（二輪）の養成課程に関しては70時間以上）、実習45時間以上（一級自動車整備士（二輪）の養成課程に関しては35時間以上）であること。

II-4 自動車タイヤ整備士の養成課程

自動車タイヤ整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-9、II-1-4及びII-2-1の規定によるほか、次に規定するところによること。

II-4-1 教育計画

教育計画は、次の表に掲げる科目の学科及び実習を含み、タイヤの一般的な知識及び技能並びに自動車の基礎整備技術について適切な内容を有するものであること。

教育時間数は、学科60時間以上、実習30時間以上であること。

学 科	実 習
ア 自動車工学	ア タイヤの整備作業
イ 自動車整備関連	イ 自動車検査作業
ウ タイヤ構造	
エ タイヤ整備	
オ 自動車検査	
カ 自動車の整備に関する法規	

II-4-2 教科書

教科書は、タイヤの一般的な知識及び技能並びに自動車の基礎整備技術の教育に適切なものであること。

II-4-3 教材

教材は、タイヤの一般的な知識及び技能並びに自動車の基礎整備技術の教育に必要な次のものが十分確保されていること。

- (1) 教材用の車両は、1両以上を備えること。
- (2) 教材用のタイヤ関係主要部品は、同時に教育を受ける者に必要な数を備えること。

II-4-4 実習用機械設備

同時に教育を受ける者の人数に応じて適切な数の別表6に掲げる機械設備を保有すること。

II-4-5 教育を行う者の資格

- (1) 学科指導員

学科指導員は、次の各号のいずれかに該当し、担当する科目について専門的な知識及び技能を有する者であること。

- ① 二級自動車整備士の養成課程の学科指導員の要件を満たす者
 - ② 自動車タイヤ整備士の資格を有する者であって、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 自動車のタイヤ整備等に関し1年6月以上の実務経験を有する者であって、日整連が行う指導員に関する講習を修了した者
 - (イ) 自動車タイヤ整備士の養成課程の学科指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
 - (ウ) 自動車のタイヤ整備等に関し2年以上の実務経験を有し、かつ、自動車タイヤ整備士の養成課程の学科指導員の補助として1年以上の実務経験を有する者
 - (エ) 自動車整備士を育成することを目的とした教育機関等において自動車のタイヤ整備等に関する指導員として1年以上の実務経験を有する者
 - ③ 前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- (2) 実習指導員
- 実習指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であること。
- ① 二級自動車整備士の養成課程の実習指導員の要件を満たす者
 - ② 自動車タイヤ整備士の資格又は二級自動車整備士の資格を有する者であって、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 自動車のタイヤ整備等に関し1年6月以上の実務経験を有する者
 - (イ) 自動車整備士を育成することを目的とした教育機関等において自動車のタイヤ整備等に関する指導員として1年以上の実務経験を有する者
 - ③ 前各号と同等以上の知識及び技能を有する者であること。

II-5 自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程

自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-9、II-1-4及びII-2-1の規定によるほか、次に規定するところによること。

II-5-1 教育計画

教育計画は、次の表に掲げる科目の学科及び実習を含み、電気・電子制御装置の一般的な知識及び技能並びに自動車の基礎整備技術について適切な内容を有するものであること。

教育時間数は、学科60時間以上、実習30時間以上であること。

学 科	実 習
ア 自動車工学	ア 自動車整備作業
イ 自動車整備関連	イ 電気装置の整備作業
ウ 電気装置の構造	ウ 自動車検査作業
エ 電気装置の整備	
オ 自動車検査	
カ 自動車の整備に関する法規	

II-5-2 教科書

教科書は、電気装置及び電子制御装置の一般的な知識及び技能並びに自動車の基礎整備技術の教育に適切なものであること。

II-5-3 教材

教材は、電気装置及び電子制御装置の一般的な知識及び技能並びに自動車の基礎整備技術の教育に必要な次のものが十分確保されていること。

- (1) 教材用の車両は、1両以上を備えること。
- (2) 教材用の電気装置及び電子制御装置関係主要部品は、同時に教育を受ける者に必要な数を備えること。

II-5-4 実習用機械設備

同時に教育を受ける者の人数に応じて適切な数の別表7に掲げる機械設備を保有すること。

II-5-5 教育を行う者の資格

(1) 学科指導員

学科指導員は、次の各号のいずれかに該当し、担当する科目について専門的な知識及び技能を有する者であること。

- ① 二級自動車整備士（総合）の養成課程の学科指導員の要件を満たす者
- ② 自動車電気・電子制御装置整備士の資格を有するもので、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 自動車の電気装置整備等に関し1年6月以上の実務経験を有する者であって、日整連が行う指導員に関する講習を修了した者
 - (イ) 自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程の学科指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
 - (ウ) 自動車の電気装置整備等に関し2年以上の実務経験を有し、かつ、自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程の学科指導員の補助として1年以上の実務経験を有する者
 - (エ) 自動車整備士を育成することを目的とした教育機関等において自動車の電気装置整備等に関する指導員として1年以上の実務経験を有する者
- ③ 前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(2) 実習指導員

実習指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次の各号のうち、③に該当する者が実習指導員となる場合は、運輸監理部長又は運輸支局長が行う電子制御装置整備に必要な知識及び技能に関する講習又はこれと同等以上の学習を行った者であること。

- ① 二級自動車整備士（総合）の養成課程の実習指導員の要件を満たす者
- ② 二級自動車整備士（総合）の資格を取得してから1年6月以上の実務経験を有する者
- ③ 二級自動車整備士（二輪）の資格を取得してから1年6月以上の実務経験を有する者
- ④ 自動車電気・電子制御装置整備士の資格を有する者であって、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 自動車の電気装置整備等に関し1年6月以上の実務経験を有する者
 - (イ) 自動車整備士を育成することを目的とした教育機関等において自動車の電気装置整備等に関する指導員として1年以上の実務経験を有する者
- ⑤ 前号と同等以上の知識及び技能を有するものであること。

II-6 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程

自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-9、I-4-6、II-1-4及びII-2-1の規定によるほか、次に規定するところによること。

II-6-1 教育計画

教育計画は、次の表に掲げる科目の学科及び実習を含み、車枠及び車体・電子制御装置の一般的な知識及び技能並びに自動車の基礎整備技術について適切な内容を有するものであること。

教育時間数は、学科60時間以上、実習30時間以上であること。

学 科	実 習
ア 自動車工学	ア 自動車整備作業
イ 自動車整備関連	イ 車枠及び車体の整備作業
ウ 車枠及び車体の構造	ウ 自動車検査作業
エ 車枠及び車体の整備	
オ 自動車検査	
カ 自動車の整備に関する法規	

II-6-2 教科書

教科書は、車枠及び車体・電子制御装置の一般的な知識及び技能並びに自動車の基礎整備技術の教育に適切なものであること。

II-6-3 教材

教材は、車枠及び車体・電子制御装置の一般的な知識及び技能並びに自動車の基礎整備技術の教育に必要な次のものが十分確保されていること。

- (1) 教材用の車両は、1両以上を備えること。
- (2) 教材用の車枠及び車体・電子制御装置関係主要部品は、同時に教育を受ける者に必要な数を備えること。

II-6-4 実習用機械設備

同時に教育を受ける者の人数に応じて適切な数の別表8に掲げる機械設備を保有すること。

III 自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものの基準

自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣の定める場合にあたっては、次に定める基準により国土交通大臣が定めるものとする。

なお、国土交通大臣が定める場合にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。

III-1 二級自動車整備士の養成課程

二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6、I-1-8、I-1-9、I-2-3及びI-2-4の規定によるほか、次に規定するところによること。

III-1-1 教育計画

教育計画は、I-2-2に掲げる科目の学科及び実習を含み、自動車の一般整備技術について適切な内容を有するものであること。

二級自動車整備士（総合）の養成課程の教育時間数は、学科332時間以上、実習423時間以上であること。

二級自動車整備士（二輪）の養成課程の教育時間数は、学科330時間以上、実習420時間以上であること。

III-1-2 教育を行う者の資格

(1) 学科指導員

学科指導員は、I-2-2に掲げる科目について専門的な知識を有する教授、准教授及び講師等であること。

(2) 実習指導員

実習指導員は、I-2-5(2)の規定に掲げる者であること。

III-2 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程

自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-8、I-1-9、I-4-3、I-4-4及びI-4-5の規定によるほか、次に規定するところによること。

III-2-1 教育計画

教育計画は、I-4-2に掲げる科目の学科及び実習を含み、自動車の基礎整備技術について適切な内容を有するものであること。

教育時間数は、学科312時間以上、実習413時間以上であること。

ただし、I-4-1の規定のただし書きによる養成課程においては、教育計画は次によることができる。

(1) 養成を受けようとする者の資格をI-4-1の(1)又は(3)とする養成課程の科目は、学科の車枠及び車体の構造、車枠及び車体の整備並びに実習の車枠及び車体の整備作業とし、教育時間数を学科160時間以上、実習290時間以上とすること。

(2) 養成を受けようとする者の資格をI-4-1の(2)又は(4)とする養成課程の科目は、学科の車枠及び車体の構造、車枠及び車体の整備、自動車検査並びに実習の車枠及び車体の整備作業、自動車検査作業とし、教育時間数を学科167時間以上、実習303時間以上とすること。

III-2-2 教育を行う者の資格

(1) 学科指導員

学科指導員は、I-4-2に掲げる科目について専門的な知識を有する教授、准教授及び講師等であること。

(2) 実習指導員

実習指導員は、I-4-6(2)の規定に掲げる者であること。

IV 自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定めるものの基準

自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定める場合にあたっては、I-1-1及びI-1-3からI-1-9までの規定によるほか、次の基準により国土交通大臣が定めるものとする。

なお、国土交通大臣が定める場合にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。

IV-1 三級自動車整備士の養成課程

IV-1-1 教育計画

教育計画は、I-1-2に掲げる科目の学科及び実習を含み、基礎的な知識及び技能について適切な内容を有するものであること。

教育時間数は、学科285時間以上、実習370時間以上であること。

別表1 一級、二級及び三級自動車整備士（総合）の養成課程

(一種養成施設及び別紙2のIII-1、IV-1に掲げる大学又は機関)

機械設備の名称		備考	三級	二級	一級
作業機器	洗車機器	スチーム・クリーナ、カー・ワッシャ等			
	ドリル	電気式、エア式等			
	グラインダ	電気式、エア式等			
	プレス				
	エア・コンプレッサ				
	吊上機器	チェーン・ブロック、ホイスト、クレーン等			
	ジャッキ	ガレージ・ジャッキ、エア・ジャッキ、二輪用リフト、二輪用スタンド等			
	リジッド・ラック				
	万力				
	卓上ボール盤				
	給脂器具	シャシ・ルブリケータ、グリース・ガン等			
	給油器具	オイル・バケット・ポンプ、オイル・ルブリケータ等			
	アーク溶接器		※		
	ガス溶接器		※		
	分解部品整理棚	キャリアを含む			
計測及び点	部品洗浄槽				
	リフト	2柱リフト、4柱リフト等			
	インパクト・レンチ				
	ノギス				
	直定規				
	トルク・レンチ				
	巻尺				

検 機 器	スコヤ ダイヤル・ゲージ キャリパ・ゲージ 定盤			
	油圧計	オートマチック・トランスミッション、 パワー・ステアリング等の油圧が測定で きるもの	※	
	カー・クーラ・サービス・キ ット		※	
エン ジ ン 関 係 機 器	バルブ・リフタ シリンダ・ゲージ コンプレッショ・ゲージ バキューム・ゲージ			
	バキューム・ポンプ	エンジンの負圧で作動するバキューム 機構の検査ができるもの（手動式でも 可）	※	
	燃圧計			
	エンジン・オイル油圧計		※	
	オシロスコープ		※	
	ラジエータ・キャップ・テス タ			
	ジーゼル・エンジン回転計			
	ジーゼル・エンジン用コンプ レッショ・ゲージ			
電 気 関 係 機 器	充電器 バッテリ・テスタ サーキット・テスタ ボルト・メータ アンペア・メータ エンジン・タコ・テスタ タイミング・テスタ 比重計 温度計			
	検車装置 ブレーキ・テスタ サイド・スリップ・テスタ	検車台、ピット、リフト等 定置式 定置式（ホイール・アライメント・テス タを有する場合は不要）	※ ※	

検査用機器	ホイール・アライメント・テスタ	可搬式でも可	※		
	スピード・メータ・テスタ	定置式（シャシ・ダイナモ・メータを有する場合は不要）	※		
	音量計（騒音計）		※		
	ヘッド・ライト・テスタ		※		
	トーン・ゲージ	ホイール・アライメント・テスタを有する場合は不要	※		
	キャンバ・キャスター・キングピン・ゲージ	ホイール・アライメント・テスタを有する場合は不要	※		
	ターニング・ラジアス・ゲージ	ホイール・アライメント・テスタを有する場合は不要	※		
	一酸化炭素測定器		※		
	炭化水素測定器		※		
	黒煙測定器		※		
	オパシメータ		※		
その他	振動計	車両の振動・騒音を測定できるもの（サウンド・スコープでも可）	※	※	
	高等な整備技術の養成に必要な機械設備		※		
	整備用スキャンツール		※		

注1 ※印は、備えなくてもよいこととできる機械設備。

注2 複数の設備を備える機械設備にあっては、その設備をもって該当する設備を備えたものとみなす。

別表2 一級、二級及び三級自動車整備士（二輪）の養成課程

(一種養成施設及び別紙2のIII-1、IV-1に掲げる大学又は機関)

機械設備の名称		備考	三級	二級	一級
作業機器	洗車機器	スチーム・クリーナ、カー・ワッシャ等			
	ドリル	電気式、エア式等			
	グラインダ	電気式、エア式等			
	プレス				
	エア・コンプレッサ				
	吊上機器	チェーン・ブロック、ホイスト、クレーン等			
	リフト（ジャッキ）	スタンド（フロント、リア）を含む			
	万力				
	卓上ボール盤				
	給脂器具	シャシ・ルブリケータ、グリース・ガン等			
	給油器具	オイル・バケット・ポンプ、オイル・ルブリケータ等			
	アーク溶接器		※		
計測機器	ガス溶接器		※		
	分解部品整理棚	キャリアを含む			
	部品洗浄槽				
	インパクト・レンチ				
	ノギス				
	直定規				
	トルク・レンチ				
	巻尺				
	マイクロメータ				
	シックネス・ゲージ				

	定盤				
エンジン関係機器	バルブ・リフタ シリンドラ・ゲージ コンプレッション・ゲージ バキューム・ゲージ バキューム・ポンプ 燃圧計 エンジン・オイル油圧計 オシロスコープ ラジエータ・キャップ・ тестタ	エンジンの負圧で作動するバキューム機構の検査ができるもの（手動式でも可）	※ ※ ※		
電気関係機器	充電器 バッテリ・テスタ サーキット・テスタ ボルト・メータ アンペア・メータ エンジン・タコ・テスタ タイミング・テスタ 比重計 温度計				
検査用機器	ブレーキ・テスタ スピード・メータ・テスタ 音量計（騒音計） ヘッド・ライト・テスタ 一酸化炭素測定器 炭化水素測定器	定置式 定置式（シャシ・ダイナモ・メータを有する場合は不要）	※ ※ ※ ※ ※ ※		
その他	振動計 高等な整備技術の養成に必要な機械設備 整備用スキャンツール	車両の振動・騒音を測定できるもの（サウンド・スコープでも可）	※ ※ ※	※ ※ ※	※

注1 ※印は、備えなくてもよいこととできる機械設備。

注2 複数の設備を備える機械設備にあっては、その設備をもって該当する設備を備えたものとみなす。

別表3 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程

(一種養成施設及び別紙2のIII-2に掲げる大学)

機械設備の名称		備考
作業機器	洗車機器	スチーム・クリーナ、カー・ワッシャ等
	ドリル	電気式、エア式等
	グラインダ	電気式、エア式等
	プレス	
	エア・コンプレッサ	
	吊上機器	チェーン・ブロック、ホイスト、クレーン等
	ジャッキ	ガレージ・ジャッキ、エア・ジャッキ等
	リジッド・ラック	
	万力	
	卓上ボール盤	
	給脂器具	シャシ・ルブリケータ、グリース・ガン等
	給油器具	オイル・バケット・ポンプ、オイル・ルブリケータ等
	アーク溶接器	
	点溶接器	
	ガス溶接器	
	分解部品整理棚	キャリアを含む
	部品洗浄槽	
	リフト	2柱リフト、4柱リフト等
	インパクト・レンチ	
	車体修正機、車枠矯正装置	自動車を固定し、車体・車枠の曲がり、ねじれ等の点検、修正及び検査ができるもの
	板金用油圧機器	可搬式油圧ボデー・ジャッキ
	板金定盤	
	サンダ	板金用及び塗装用
	ポリシャ	
	塗装機器	スプレー・ガン等
	塗装乾燥装置	赤外線、ガス等の強制乾燥機(250W×12灯クラスの能力以上)
	ガス・シールド・アーク溶接機	炭酸ガス溶接機等
工具	ノギス	
	直定規	
	トルク・レンチ	

計測及び点検機器	卷尺 マイクロメータ シックネス・ゲージ タイヤ・ゲージ タイヤ・デプス・ゲージ ホイール・バランサ ばね秤 Vブロック スコヤ 定盤 カー・クーラ・サービス・キット フレーム・センタリング・ゲージ トラム・トラッキング・ゲージ 調色計 膜厚計	
検査用機器	検車装置 ブレーキ・テスタ サイド・スリップ・テスタ ホイール・アライメント・テスタ スピード・メータ・テスタ ヘッド・ライト・テスタ トイイン・ゲージ キャンバ・キャスター・キングピン・ゲージ ターニング・ラジアス・ゲージ	検車台、ピット、リフト等 定置式 定置式（ホイール・アライメント・テスタを有する場合は不要） 可搬式でも可 定置式（シャシ・ダイナモ・メータを有する場合は不要） ホイール・アライメント・テスタを有する場合は不要 ホイール・アライメント・テスタを有する場合は不要 ホイール・アライメント・テスタを有する場合は不要
その他	高等な整備技術の養成に必要な機械設備 整備用スキャンツール	

注1 I-4-2(教育計画)の規定のただし書き(1)に基づき、実習の自動車検査作業の科目を行わない場合は検査用機器を備えなくてもよい。

注2 複数の設備を備える機械設備にあっては、その設備をもって該当する設備を備えた

ものとみなす。

別表4 一級、二級及び三級自動車整備士（総合）の養成課程

(二種養成施設)

機械設備の名称		備考	三級	二級	一級
作業機器	洗車機器	スチーム・クリーナ、カー・ワッシャ等			
	ドリル	電気式、エア式等			
	グラインダ	電気式、エア式等			
	プレス				
	エア・コンプレッサ				
	吊上機器	チェーン・ブロック、ホイスト、クレーン等			
	ジャッキ	ガレージ・ジャッキ、エア・ジャッキ、二輪用リフト、二輪用スタンド等			
	リジッド・ラック				
	万力				
	卓上ボール盤				
	給脂器具	シャシ・ルブリケータ、グリース・ガン等			
	給油器具	オイル・バケット・ポンプ、オイル・ルブリケータ等			
	アーク溶接器		※		
	ガス溶接器		※		
計測及び点検	分解部品整理棚	キャリアを含む			
	部品洗浄槽				
	インパクト・レンチ				
	ノギス				
	直定規				
	トルク・レンチ				
	巻尺				

機器	キャリパ・ゲージ 定盤 油圧計	オートマチック・トランスマッショントラム、パワー・ステアリング等の油圧が測定できるもの	※
エンジン関係機器	バルブ・リフタ シリンダ・ゲージ コンプレッション・ゲージ バキューム・ゲージ バキューム・ポンプ 燃圧計 エンジン・オイル油圧計 オシロスコープ ラジエータ・キャップ・テスト ジーゼル・エンジン回転計 ジーゼル・エンジン用コンプレッション・ゲージ	エンジンの負圧で作動するバキューム機構の検査ができるもの（手動式でも可）	※ ※ ※
電気関係機器	充電器 バッテリ・テスター サーキット・テスター ボルト・メータ アンペア・メータ エンジン・タコ・テスター タイミング・テスター 比重計 温度計		
検査	検車装置 ブレーキ・テスター サイド・スリップ・テスター ホイール・アライメント・テスター スピード・メータ・テスター 音量計（騒音計）	検車台、ピット、リフト等 定置式 定置式（ホイール・アライメント・テスターを有する場合は不要） 可搬式でも可 定置式（シャシ・ダイナモ・メータを有する場合は不要）	※ ※ ※ ※ ※

用 機 器	ヘッド・ライト・テスタ	ホイール・アライメント・テスタを有する場合は不要	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※		
	トーン・ゲージ				
	キャンバ・キャスター・キング				
	ピン・ゲージ				
	ターニング・ラジアス・ゲージ				
	一酸化炭素測定器				
	炭化水素測定器				
	黒煙測定器				
	オパシメータ				
そ の 他	振動計	車両の振動・騒音を測定できるもの(サウンド・スコープでも可)	※ ※ ※	※	
	高等な整備技術の養成に必要な機械設備				
	整備用スキャンツール				

注1 ※印は、備えなくてもよいこととできる機械設備。

注2 複数の設備を備える機械設備にあっては、その設備をもって該当する設備を備えたものとみなす。

別表5 一級、二級及び三級自動車整備士（二輪）の養成課程

(二種養成施設)

機械設備の名称		備考	三級	二級	一級
作業機器	洗車機器	スチーム・クリーナ、カー・ワッシャ等			
	ドリル	電気式、エア式等			
	グラインダ	電気式、エア式等			
	プレス				
	エア・コンプレッサ				
	吊上機器	チェーン・ブロック、ホイスト、クレーン等			
	リフト（ジャッキ）	スタンド（フロント、リヤ）を含む			
	万力				
	卓上ボール盤				
	給脂器具	シャシ・ルブリケータ、グリース・ガン等			
	給油器具	オイル・バケット・ポンプ、オイル・ルブリケータ等			
	アーク溶接器		※		
計測器具	ガス溶接器		※		
	分解部品整理棚				
	部品洗浄槽	キャリアを含む			
	インパクト・レンチ				
	ノギス				
	直定規				
	トルク・レンチ				
	巻尺				
	マイクロメータ				
	シックネス・ゲージ				

	定盤			
エンジン関係機器	バルブ・リフタ シンクダ・ゲージ コンプレッション・ゲージ バキューム・ゲージ バキューム・ポンプ 燃圧計 エンジン・オイル油圧計 オシロスコープ ラジエータ・キャップ・テスター	エンジンの負圧で作動するバキューム機構の検査ができるもの（手動式でも可）	※ ※ ※	
電気関係機器	充電器 バッテリ・テスター サーキット・テスター ボルト・メータ アンペア・メータ エンジン・タコ・テスター タイミング・テスター 比重計 温度計			
検査用機器	ブレーキ・テスター スピード・メータ・テスター 音量計（騒音計） ヘッド・ライト・テスター 一酸化炭素測定器 炭化水素測定器	定置式 定置式（シャシ・ダイナモ・メータを有する場合は不要）	※ ※ ※ ※ ※ ※	
その他	振動計 高等な整備技術の養成に必要な機械設備 整備用スキャンツール	車両の振動・騒音を測定できるもの（サウンド・スコープでも可）	※ ※ ※	※ ※ ※

注1 ※印は、備えなくてもよいこととできる機械設備。

注2 複数の設備を備える機械設備にあっては、その設備をもって該当する設備を備えたものとみなす。

別表6 自動車タイヤ整備士の養成課程

(二種養成施設)

機械設備の名称		備考
作業機器	ドリル	電気式、エア式等
	グラインダ	電気式、エア式等
	万力	
	エア・コンプレッサ	
	ジャッキ	ガレージ・ジャッキ、エア・ジャッキ等
	リジッド・ラック	
	分解部品整理棚	キャリアを含む
	タイヤ・チェンジャー	
	ビード・ブレーカ	
	タイヤ・スプレッダ	
	インパクト・レンチ	
	エア減圧弁	
	チューブ焼付器	
	タイヤ焼付修理器	
	部品洗浄槽	
計測及び検機器	ノギス	
	直定規	
	トルク・レンチ	
	巻尺	
	マイクロメータ	
	タイヤ・ゲージ	
	タイヤ・デプス・ゲージ	
	ホイール・バランサー	
	ゴム硬度試験機	
	チューブ・テスト・タンク	
検査用	検車装置	検車台、ピット、リフト等
	ブレーキ・テスタ	定置式
	サイド・スリップ・テスター	定置式（ホイール・アライメント・テスターを有する場合は不要）
	ホイール・アライメント・テスター	可搬式でも可
	スピード・メータ・テスター	定置式（シャシ・ダイナモ・メータを有する場合は不要）
	トイイン・ゲージ	ホイール・アライメント・テスターを有する場合は不要

機器	キャンバ・キャスター・キング ピン・ゲージ	ホイール・アライメント・テスタを有する場合は不要
	ターニング・ラジアス・ゲージ	ホイール・アライメント・テスタを有する場合は不要

注 複数の設備を備える機械設備にあっては、その設備をもって該当する設備を備えたものとみなす。

別表7 自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程

(二種養成施設)

機械設備の名称		備考
作業機器	ドリル	電気式、エア式等
	グラインダ	電気式、エア式等
	プレス	
	エア・コンプレッサ	
	ジャッキ	ガレージ・ジャッキ、エア・ジャッキ等
	リジッド・ラック	
	万力	
	卓上ボール盤	
	分解部品整理棚	キャリアを含む
	アーク溶接器	
	ガス溶接器	
	乾燥装置	
電気関係機器	部品洗浄槽	
	充電器	
	サーキット・テスタ	
	オーム・メータ	
	メガー	
	ボルト・メータ	
	アンペア・メータ	
	比重計	
	エンジン・タコ・テスタ	
	タイミング・テスタ	
	バッテリ・テスタ	
	コンデンサ・テスタ	
	コイル・テスタ	
	オルタネータ・テスタ	
	スタータ・テスタ	
検査	オシロスコープ	
	カー・クーラ・サービス・キット	
	検車装置	検車台、ピット、リフト等
	スピード・メータ・テスター	定置式(シャシ・ダイナモ・メータを有する場合は不要)

用 機 器	音量計（騒音計） ヘッド・ライト・テスター 一酸化炭素測定器 炭化水素測定器 黒煙測定器 オパシメータ		※ ※
計 測 及 び 点 検 機 器	ノギス 直定規 トルク・レンチ マイクロメータ シックネス・ゲージ Vブロック 定盤		
そ の 他	整備用スキャンツール		

注1 ※印は、備えなくてもよいこととできる機械設備。

注2 複数の設備を備える機械設備にあっては、その設備をもって該当する設備を備えたものとみなす。

別表8 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程

(二種養成施設)

機械設備の名称		備考
作業機器	洗車機器	スチーム・クリーナ、カー・ワッシャ等
	ドリル	電気式、エア式等
	グラインダ	電気式、エア式等
	プレス	
	エア・コンプレッサ	
	吊上機器	チェーン・ブロック、ホイスト、クレーン等
	ジャッキ	ガレージ・ジャッキ、エア・ジャッキ等
	リジッド・ラック	
	万力	
	卓上ボール盤	
	給脂器具	シャシ・ルブリケータ、グリース・ガン等
	給油器具	オイル・バケット・ポンプ、オイル・ルブリケータ等
	分解部品整理棚	キャリアを含む
	アーク溶接器	
	ガス溶接器	
	部品洗浄槽	
	インパクト・レンチ	
	車体修正機、車枠矯正装置	自動車を固定し、車体・車枠の曲がり、ねじれ等の点検、修正及び検査ができるもの
	板金用油圧機器	可搬式油圧ボデー・ジャッキ
計測及	板金定盤	
	サンダ	板金用及び塗装用
	ポリシャ	
	塗装機器	スプレー・ガン等
	塗装乾燥装置	赤外線、ガス等の強制乾燥機（250W×12灯クラスの能力以上）
	ノギス	
	直定規	
	トルク・レンチ	
	巻尺	
測	マイクロメータ	
	シックネス・ゲージ	
	タイヤ・ゲージ	
	タイヤ・デプス・ゲージ	

び 点 檢 機 器	ホイール・バランサ ばね秤 Vブロック スコヤ 定盤 フレーム・センタリング・ゲージ トラム・トラッキング・ゲージ 調色計 膜厚計	
検 査 用 機 器	検車装置 ブレーキ・テスタ サイド・スリップ・テスタ スピード・メータ・テスタ ホイール・アライメント・テスタ ヘッド・ライト・テスタ トーン・ゲージ キャンバ・キャスター・キングピン・ゲージ ターニング・ラジアス・ゲージ	検車台、ピット、リフト等 定置式 定置式（ホイール・アライメント・テスタを有する場合は不要） 定置式（シャシ・ダイナモ・メータを有する場合は不要） 可搬式でも可 ホイール・アライメント・テスタを有する場合は不要 ホイール・アライメント・テスタを有する場合は不要 ホイール・アライメント・テスタを有する場合は不要
そ の 他	整備用スキャンツール	

注 複数の設備を備える機械設備にあっては、その設備をもって該当する設備を備えたものとみなす。